

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第2号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和5年度 病害虫発生予察特殊報第2号

令和5年(2023年)12月26日
滋賀県

- 病害虫名 シタバニハゴロモ *Lycorma delicatula* (White)
- 対象作物 ブドウ
- 発生地域 高島市
- 発生経過
 - 高島市の露地栽培のブドウにおいて、令和5年10月に多数のハゴロモ類が寄生している様子が認められた(写真1)。滋賀県病害虫防除所において同定した結果、本県では未発生のシタバニハゴロモであることが確認された。なお、県内では11月22日までに同ほ場以外で発生は確認されておらず、本種によるブドウの枯死や果実への被害も確認されていない。
 - 本種は中国本土、台湾、インドやベトナム原産の侵入害虫である。日本では、平成21年に石川県のニワウルシにおいて初めて発生が確認された。令和5年12月26日現在、滋賀県を除く9府県で庭木、街路樹および樹林地において発生が確認されている。
- 形態および生態
 - 成虫(写真2および3)の体長は約2.5cmで、翅を広げた長さは約5cmである。前翅はクリーム色、後翅の半分は赤色で、いずれにも黒点が散在する。翅の色合いは、地域によって異なる場合がある。
 - 本種は年1世代のみ発生する。繁殖は9月以降に行われ、卵は寄主の根際から枝先まで、広い範囲に産み付けられる。産み付けられた卵は、ワックス状の物質で覆われていることが多い(写真4)。卵のまま越冬し、翌年5月頃から幼虫が発生する。幼虫が成虫になるまでの期間は約70日で、7月頃から成虫が発生する。
 - 広食性であり、70種以上の植物を寄主とすることが知られている。主な寄主植物はブドウ、ナシ、ウメやリンゴなどの果樹、ニワウルシ、センダン、アカメガシワおよびサンショウ属などの庭木・街路樹である。

成虫は主に樹幹、幼虫は新梢部の枝や葉軸から樹液を吸汁し、植物の生育不良や枯死を引き起こす。加えて、大量の甘露(糖分を多く含んだ排泄物)を分泌することで「すす症状」を引き起こし、果実の汚れの原因となる。葉に多量のすすが発生すると、光合成が阻害されることがある。

6. 防除対策

- (1) 令和5年12月26日現在、本種に対して登録のある農薬はない。
- (2) ほ場内をよく見回り、成虫や幼虫は見つけ次第捕殺する。また、産み付けられた卵塊をそぎ落とす。卵塊は、ほ場外に持ち出し土中に埋めるか、袋に密閉したうえで処分するなど、適切に処理する。
- (3) 施設栽培では、ハウスの開口部に防虫ネット等を設置し、侵入を防止する。



写真1 ブドウに寄生したシタベニハゴロモ成虫



写真2 成虫（体長 約 2.5 cm）

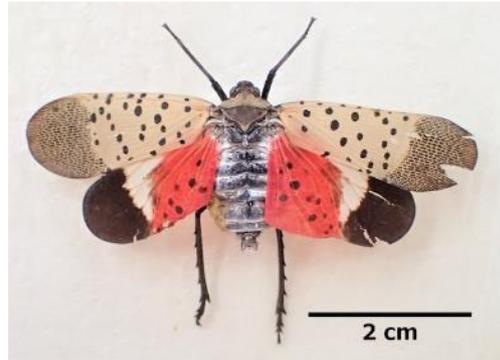


写真3 成虫（開張時 約 5 cm）



写真4 （左）ブドウの樹幹に産み付けられた卵塊
（右）ワックス状物質に覆われた卵塊

写真1：JAレーク滋賀提供

写真2～4：滋賀県病害虫防除所

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所

TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。